

指定居宅介護支援事業所における 「特定事業所集中減算」の取扱いについて

- 指定居宅介護支援の提供に当たっては、「特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない」とされています。（基準省令第1条第3項）
- 当該基準に沿った適切な業務運営が行われるとともに、介護支援専門員の独立性を担保するために、「特定事業所集中減算」制度が導入されています。
- 居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間内に作成された居宅サービス計画について、特定事業所集中減算の判定手続きが必要です。

市への報告期限は、毎年度9月15日と3月15日の2回です。（下記3参照）

前期 後期

1 特定事業所集中減算について

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた「訪問介護サービス等(※)」の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、特定事業所集中減算として、1月につき、200単位を所定単位数から減算します。

（「同一の訪問介護サービス等に係る事業者」とは、同一法人格を有する法人単位をいう）

(※)訪問介護サービス等

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護通所、福祉用具貸与

【通所介護・地域密着型通所介護の取扱いについて】

平成30年4月1日以降に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えないものとします。

※【算出方法は、様式（別添①）、（別添②）により各事業所が選択してください】

2 判定様式について

- ・別添①～④の様式（以下「判定様式」）により判定を行います。
- ・判定様式は、判定結果にかかわらず、判定期間後の減算適用期間が完結してから5年間保存してください。

3 判定期間、市への報告期限、減算適用期間について

- ・判定は、毎年度2回（前期及び後期）行います。
- ・判定期間が前期の場合は9月15日までに、後期の場合は3月15日までにすべての居宅介護支援事業者は判定を行ってください。その上で、判定結果が80%を超えた場合のみ（正当な理由の有無に関わらず）、高齢・介護福祉課へ判定様式を提出してください。

区分	対象事業所	判定期間	市への報告期限	減算適用期間	判定結果保存
前期	3月1日現在で指定を受けている事業所	3月1日から8月末日まで	9月15日まで	10月1日から3月31日まで	4月1日から5年間
後期	9月1日現在で指定を受けている事業所	9月1日から2月末日まで	3月15日まで	4月1日から9月30日まで	10月1日から5年間

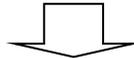
※平成30年度前期分については、判定期間を30年4月1日から8月末日までとします。

5 判定の手順

1. 別添②の『居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式（紹介率最高法人判定用）』により、各サービスの紹介率最高法人を判定してください。



2. 別添①の『居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式』により、各サービスの紹介率を算出してください。
その結果、訪問介護サービス等のうち1つでも紹介率が80%を超えた場合には、別添①、②ともに市へ提出してください。



3. ただし、「正当な理由」に該当する項目がある場合には、別添①に理由を記載し、別添③の『特定事業所集中減算 理由書』により、該当箇所に○印（必要によっては再計算を行う）を付ける若しくは別添④の「居宅サービス事業所等の選択に関する説明についての確認書提出一覧表」を作成の上、全ての書類（別添①、別添②、別添③-1～③-3のいずれかの理由書又は別添④）及び正当な理由を確認することができる資料（任意様式）を提出してください。

6 減算の対象とならない「正当な理由」について

5の3に規定する「正当な理由」は、次ページからの「正当な理由の取り扱いについて」のとおりです。

居宅介護支援の特定事業所集中減算 に係る正当な理由の取扱いについて

1. 下記のいずれかに該当する事業所

- ① 特別地域居宅介護支援事業所加算の算定事業所
- ② 判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画数（以下ケアプラン数）が20件以下の事業所
- ③ 対象サービスを位置づけた1月あたりの平均ケアプラン数が10件以下の事業所
- ④ 居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内において、対象サービスが各サービスごとでみた場合に、事業所数が5事業所未満である事業所

「通常の事業実施地域」

居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業実施地域とする。

なお、市町村若しくは合併前の旧市町村単位とし、その地域内に概ね利用者の90%以上が所在していること。

※ 通常の事業実施地域は、各判定期間の開始日の前日で判断する。

ただし、判定期間の途中で通常の事業実施地域を拡大している場合は、各判定期間の末日で判断する。

「事業所数」

各判定期間開始日の前日（前期は2月末、後期は8月末）の事業所数

2. サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定 事業者集中していると認められる場合

※ 理由①～②のいずれかに該当するプランを除いて再計算すると80%以下となる場合

- ① 紹介率最高法人の訪問介護事業所のうち、特定事業所加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれか）を算定している事業所を記載しているプラン
 - ② 各サービスの紹介率最高法人の事業所のうち、当該年度を含めて3年度以内に福祉サービスの第三者評価を受審し、その結果を独立行政法人福祉医療機構のWAM-NETに公表しており、その評価項目のうち、a評価が50%以上の事業所を位置づけたプラン
- ※ 公表結果を印刷の上、添付してください。
- ※ 鹿児島県における福祉サービス第三者評価の対象は、社会福祉法第2条に定める第1種及び第2種社会福祉事業となっており、そのうち「内容評価基準」の受審が可能なサービスに限ります。

3. その他正当な理由と市長が認めた場合

※ 理由①～⑤のいずれかに該当するプランを除いて再計算すると80%以下となる場合

- ① 判定期間中に、他の居宅介護支援事業所の閉鎖等により引き受けざるを得なかった利用者のプランのうち、紹介率最高法人の事業所を位置づけたプラン
- ② 市町村等行政機関（地域包括支援センターを含む）から、高齢者虐待などの困難事例の計画作成の依頼を受けた場合の利用者のプランのうち、紹介率最高法人の事業所を位置づけたプラン
- ③ 災害等のやむを得ない理由により、サービスを提供できる事業所が限定された等の利用者のプランのうち、紹介率最高法人の事業所を位置づけたプラン
- ④ 通所介護又は地域密着型通所介護のいずれかについて、紹介率最高法人の事業所を選んだ理由が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内において、利用者の居宅から概ね半径3km以内に、紹介率最高法人の事業所以外に他の事業所がないということが、アセスメント又はケアプラン等に明記されている者のケアプラン
- ⑤ 紹介率最高法人の訪問介護事業所のうち、通院等乗降介助を算定する事業所があり、通院等乗降介助を記載しているプラン

- ⑥ 利用者から当該サービスを利用したい旨の確認書の提出を受けており、その内容から利用者の希望により特定の事業者集中していると認められる場合

※ 判定期間中の紹介率最高法人における全利用者（亡くなった方を除く）のうち、90%以上の利用者から確認書（別紙様式）の提出を受けるとともに、その提出された確認書のうち、利用者の希望により適正に事業所が選択されていると判断できる割合が90%以上の場合とする。

（例）紹介率最高法人における利用者の状況（訪問介護）

月	利用者	利用者数
9月	A・B・C・D・E・F・G	7
10月	A・B・C	3
11月	A・B・C	3
12月	A・B・C(※)	3
1月	A・D・F・G・H・I・J	7
2月	A・D・E・H・I・K・L	7

※Cさんは現在亡くなっている

訪問介護における紹介率最高法人を位置づけた利用者の状況が上表の場合、全ての利用者は、「A・B・D・E・F・G・H・I・J・K・L」の「11名」となります。（Cさんは亡くなっているため除く）

したがって、「11名×90%=10名以上(端数切上)」の確認書が必要となります。

仮に、10名から確認書の提出があった場合、「10名×90%=9名以上(端数切上)」が適正に事業所を選択されているものと認められる必要があります。

※ 確認書は、事業所保管とし、市へは確認書の記載内容を一覧表に転記して提出すること。

【※除外して再計算する場合の計算式】

(例：訪問介護で紹介率最高法人が特定事業所加算を算定している)

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{訪問介護に係る紹介率最高} \\ \text{法人を位置づけた計画数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{特定事業所加算を算定している訪問介} \\ \text{護を位置づけた計画数のうち、紹介率} \\ \text{最高法人を位置づけた計画数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{訪問介護を位置づけた} \\ \text{計画数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{特定事業所加算を算定している訪} \\ \text{問介護を位置づけた計画数} \end{array} \right)} \times 100$$

4. 判定を要しない事業所

- ① 各判定期間中に新規に指定された居宅介護支援事業所
(ただし、法人変更による新規開設等で、業務内容等にほとんど変更のない場合は除く)
- ② 判定期間中に休廃止になった居宅介護支援事業所

5. その他注意事項

「正当な理由」の要件を形式的に満たした場合であっても、市が実施する実地指導等により、サービス提供の実態がいわゆる「困り込み」など不相当と判断された場合には、減算の対象となるとともに、判定の内容に不正や虚偽があった場合には、介護保険法第84条第1項第4号及び第6号の規定により、指定が取り消されることもありますので、判定に当たっては遺漏のないようにお願いします。

(例)

- ・ 特定事業所集中減算の適用を免れるため、利用者の意向に関係なく、契約居宅介護支援事業所間で利用者を交互に変更している。
- ・ 特定事業所集中減算の適用を受けることから、正当な理由なく他居宅介護支援事業所を紹介した。または利用申込を拒否した。
- ・ 特定事業所集中減算の適用を免れるため、「通常の事業実施地域」を利用者の状況から鑑みて不適切に設定している。 など